

Ⅲ. 加工食品の表示 加工食品の表示について

1. 加工食品に該当する食品

- ①農産加工品（粉類、野菜加工品、果実加工品、めん・パン類、菓子類等）
- ②畜産加工品（食肉製品、酪農製品、加工卵製品、はちみつ等）
- ③水産加工品（加工魚介類、加工海藻類等）
- ④その他加工品（調味料及びスープ、食用油脂、調理食品、飲料等）

なお、加工食品をレストランや食堂（出前も含む）等の設備を設けて飲食させる場合は表示の対象外となります。また、上記の外食事業者が、別の場所で製造・加工したものを仕入れて、その場で飲食させる場合についても、表示は必要ありません（生食用牛肉の注意喚起表示を除く）。

注意：生鮮食品に間違えやすい加工食品（容器包装入りのものに適用）

簡易な加工を行った食品を誤って生鮮食品として表示してしまう事例が見受けられます。以下の食品は加工食品に区分されるため、加工食品としての表示が必要です。

- ① 異種の生鮮食品を切断、混合する場合
サラダミックス、カットフルーツ盛り合わせ、刺身の盛り合わせ、合挽肉 等
- ② 加熱処理（ブランチングを含む。）を行った場合
タケノコ水煮、ゆでゼンマイ、蒸しダコ、ゆで卵 等
- ③ 味付け等の処理を行った場合
味付け肉、魚の粕漬け、パン粉をつけた豚かつ用豚肉 等
- ④ 乾燥を行った場合
干しいたけ、切り干し大根、唐辛子等のスパイス、干し柿、するめ 等
- ⑤ 穀物を原材料とする粉類
小麦粉、米粉、そば粉 等
- ⑥ その他
はちみつ、茶、精麦 等

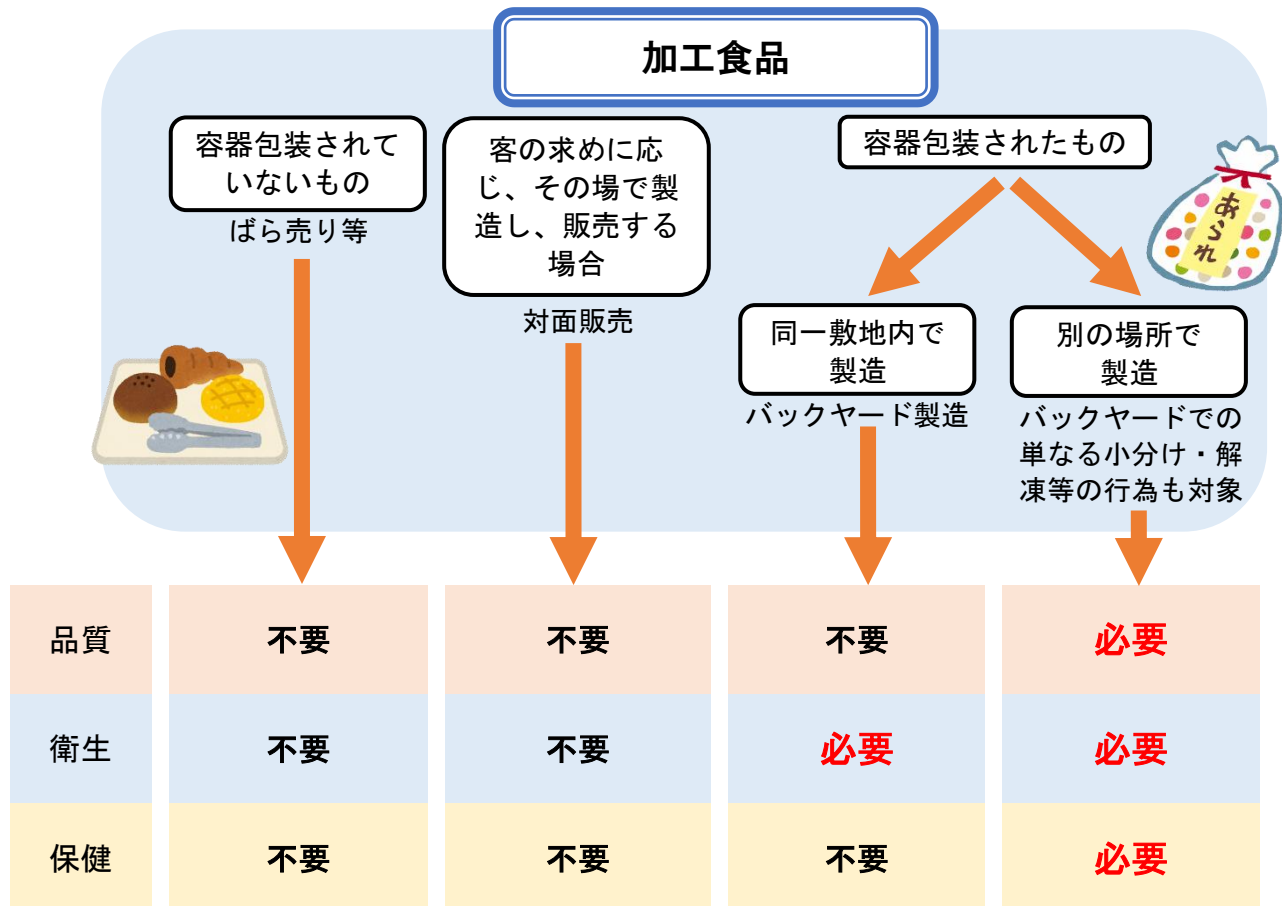


2. 表示責任者と表示対象

表示責任者として、食品関連事業者（製造業者、加工包装業者、輸入業者、販売業者）が容器包装に入れられた加工食品を販売する際には、食品表示基準に基づいて表示しなければなりません。

加工食品の表示対象については容器包装の有無や製造の場所等で異なります（図）。

・図 加工食品の表示対象について



※ 表示の必要が無い場合でも、アレルギー等について情報提供できるようにしておく必要があります。

品質、衛生、保健の表示事項について

品質	食品の品質に関する事項	原材料名 内容量等 食品関連事業者の名称及び住所 原料原産地名 原産国名（輸入品に限る。） 特色のある原材料に関する事項 名称 遺伝子組換え食品に関する事項
衛生	食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項	保存の方法 消費期限又は賞味期限 添加物 製造者又は加工者（輸入者）の氏名又は名称及び所在地 アレルギー L-フェニルアラニン加工物を含む旨
保健	国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する事項	栄養成分の量及び熱量 特定保健用食品に関する事項 機能性表示食品に関する事項

※その他、個別の食品に定められた事項もあります。



3. 表示方法

記載事項

基準別記様式1

名称	「名称」に代えて、「品名」、「種類別」、「種類別名称」と記載することができます。
原材料名	使用した原材料を表示します。アレルギーを含む場合は、その旨を記載します。
添加物	事項欄を設けずに、原材料名欄に原材料名と明確に区分して表示することができます。
原料原産地名	事項欄を設けずに、対応する原材料名の次に括弧を付けて表示することができます。
内容量	内容重量、内容体積又は内容数量を、単位を明記して表示します。
固形量 及び 内容総量	該当する食品にのみ表示します。
消費期限 又は 賞味期限	品質が急速に劣化しやすい食品にあつては消費期限である旨の文字を冠したその年月日を、それ以外の食品にあつては賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を表示します。
保存方法	食品の特性に従って表示します。
原産国名	該当する食品にのみ表示します。
製造者	表示内容に責任を有するものを「製造者」、「加工者」、「輸入者」、「販売者」と記載します。表示責任者と製造者又は加工者が異なる場合には、表示責任者に近接した箇所に「製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称」を記載します。

基準別記様式2

栄養成分表示	
食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

(1) 容器包装の見やすい場所に表示します。

(2) 表示に用いる文字や枠の色は背景と対照の色を用いて表示します。

表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305（1962）（以下「JISZ8305」）に規定する8ポイント以上の大きさの文字で表示します（表示可能面積がおおむね150cm²以下である場合はJISZ8305で規定する5.5ポイント以上の活字を使用できます）。

※参考 文字の大きさ

5.5	ポイント
8.0	ポイント
10.5	ポイント
12.0	ポイント
14.0	ポイント



(3) 名称は商品の主要面に表示することができます。この場合において、内容量についても、名称と同じ面に記載することが可能となり、一括表示欄の名称、内容量は省略することができます。

(4) 原材料名、原料原産地名、内容量、消費期限又は賞味期限を他の事項と一括して表示することが困難な場合には、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができます。

(5) 消費期限又は賞味期限の表示箇所を表示して他の箇所に表示する場合において、保存の方法についても、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、消費期限又は賞味期限の表示箇所に近接して表示することができます。

(6) 表示事項は消費者にわかりやすく表示することが基本になりますので、他の箇所に記載する場合は、「商品表面上部に表示」、「本面右下に表示」のように表示箇所を一括表示部分に明確に表示します。また、複数の表示事項を別途表示する場合には、それらがバラバラにならないようできるだけまとめて表示します。

(7) 下記の事項等について表示することは禁止されています。

- ① 商品の品質、規格、その他の内容について実際のものよりも著しく優良であることを示すこと。
- ② 内容物を誤認させるような文字・絵・写真その他の表示。
- ③ 産地名を誤認させる表示。
- ④ 組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目以外の作目を原材料とする食品にあつては、当該農産物に関し遺伝子組換えでないことを示す用語。
- ⑤ 保健機能食品（特定保健用食品、栄養機能食品及び機能性表示食品）以外の食品にあつては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨の表示。



(8) 次の表の左欄に掲げる区分に該当するものにあつては、右欄に掲げる表示事項を省略することができます

区分	省略できる表示事項
容器包装の表示可能面積がおおむね30cm ² 以下であるもの <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>省略できない表示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 名称 ● 消費期限又は賞味期限 ● 保存方法 ● 表示責任者 ● 特定原材料（アレルゲン）を含む旨 ● L-フェニルアラニン化合物を含む旨 </div>	原材料名 添加物（特定保健用食品及び機能性表示食品を除く） 内容量（計量法等で規定された特定商品、特定保健用食品及び機能性表示食品を除く） 栄養成分表示（特定保健用食品及び機能性表示食品を除く） 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称 遺伝子組換え食品に関する事項 乳児用規格適用食品である旨 原料原産地名 原産国名
原材料が1種類のみであるもの（缶詰及び食肉製品、特定保健用食品及び機能性表示食品を除く）	原材料名
内容量を外見上容易に識別できるもの（計量法等で規定された特定商品を除く）	内容量
品質の変化が極めて少ないものとして以下に掲げるもの ① でん粉 ② チューインガム ③ 冷菓 ④ 砂糖 ⑤ アイスクリーム類 ⑥ 食塩及びうま味調味料 ⑦ 酒類 ⑧ 飲料及び清涼飲料水（ガラス瓶入りのもの（紙栓を付けたものを除く。）又はポリエチレン容器入りのものに限る。以下この表において同じ。） ⑨ 氷	消費期限又は賞味期限
① でん粉 ② チューインガム ③ 冷菓 ④ 砂糖 ⑤ アイスクリーム類 ⑥ 食塩 ⑦ 酒類 ⑧ 飲料及び清涼飲料水 ⑨ 氷 ⑩ 常温で保存すること以外にその保存の方法に関し留意すべき事項がないもの	保存の方法

加工食品の表示項目別記載方法

1. 名称

- (1) その食品の内容を表す一般的な名称（品名）を記載します。商品名ではありません。食品表示基準で名称が規定されている場合は、その名称を記載します。
- (2) 乳、乳製品及びこれらを主要原料とする食品にあっては、「乳及び乳成分の成分規格等に関する省令（乳等省令）」で規定されている種類別名称を記載します。
- (3) 名称中に主要原材料名を冠する場合は、主要原材料と一致しなければなりません。名称に冠すべき主要な原材料を2種類以上混合している場合には、1種類の原材料名のみを冠することはできません。
- (4) 商品名に近接した箇所に一般的な名称を明瞭に表示する場合には、一括表示部分における名称の表示を省略することができます。
- (5) 一般的な名称を商品名として使用している場合には、当該商品名をもって名称の表示をしているものとみなします。したがって、一括表示部分における名称の表示は省略することができます。

【例】商品名「まえばしだんご」

商品名	まえばしだんご
名称	和菓子
原材料名	もち米、つぶあん、…



商品名は名称ではありません。



名称	まえばしだんご
原材料名	もち米、つぶあん、…



2. 原材料名

- (1) 使用した原材料を以下のとおりに表示します。
原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示します。
- (2) 「野菜」、「魚介類」、「糖類」のように、消費者が同種の原材料と認識しているものであって、複数種類の原材料を使用するような場合には、同種の原材料を「野菜」、「魚介類」、「糖類」などの文字の後ろに括弧を付して、まとめて表示することができます。
- (3) 納豆、添付たれ及び添付からしで構成される納豆製品のような複数の加工食品により構成される製品について、この製品に使用した原材料及び添加物を、加工食品ごとにまとめて表示することができます。
- (4) アレルゲンのうち特定原材料（えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生）を含む原材料（複合原材料由来のものを含む。）を使用した場合は、「特定原材料を含む旨」の表示が必要になります。その場合には、原材料名欄等に記載します（アレルゲン表示についてはP28 参照）。
- (5) お弁当における原材料名の表示方法についてはP58 を参照してください。

複合原材料について

- イ) 使用した原材料が2種類以上の原材料からなる原材料を「複合原材料」といいます。具体的には、すでに加工された製品を仕入れて新たに製造する製品の原材料として使用するもの等をいい、醤油、ビーフエキス等の調味料、ハムやチーズ等の加工食品、弁当・惣菜の具材等が該当します。
- 使用した原材料が複合原材料である場合は、複合原材料の名称の次に括弧を付して、その複合材料の原材料を重量の多いものから順に記載します。

【複合原材料例：マヨネーズ】

原材料名	〇〇、××、マヨネーズ（食用植物油脂、卵黄（卵を含む）、醸造酢、香辛料、食塩、砂糖）、◇◇、△△／調味料（アミノ酸）、□□
------	---

食品添加物は括弧の中に入れず、製品全体に含まれる他の食品添加物と合わせて原材料に占める添加物の重量割合の多い順に記載します。（添加物表示についてはP25 参照）

- 複合原材料を構成する原材料のうち、当該複合原材料の原材料に占める重量の割合が3位以下であり、かつ、当該複合原材料に占める重量割合が5%未満の原材料は、「その他」と記載することができます。

【マヨネーズにおける割合が醸造酢は5%以上、香辛料以降は5%未満の場合】

原材料名	〇〇、××、マヨネーズ（食用植物油脂、卵黄（卵を含む）、醸造酢、 その他 ）、◇◇、△△／調味料（アミノ酸）、□□
------	--

- 複合原材料が製品の原材料に占める重量の割合が5%未満であるとき又は複合原材料の名称からその原材料が明らかなきは、その複合原材料の原材料の記載を省略することができます。

【使用したマヨネーズの最終製品に占める割合が5%未満の場合】

原材料名	〇〇、××、マヨネーズ(卵を含む)、◇◇、△△/調味料(アミノ酸)、□□
------	--------------------------------------

● 複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合

- ① 複合原材料の名称に主要原材料が明示されている場合
(例；鶏唐揚げ、鯖味噌煮等)
- ② 複合原材料の名称に主要原材料を総称する名称が明示されている場合
(例；ミートボール、魚介エキス等)
- ③ JAS規格、食品表示基準別表第3、公正競争規約で定義されている場合
(例；ロースハム、マヨネーズ等)
- ④ 上記以外で一般にその原材料が明らかである場合
(例；かまぼこ、がんもどき、ハンバーグ等)

※ マヨネーズについては、「複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合」に該当するため、重量割合にかかわらず、複合原材料の原材料を省略することも可能です。

ただし、複合原材料の表示により食材の原材料表示は省略できても、省略した原材料に含まれる「**添加物**」と「**特定原材料(アレルゲン)**」の表示は省略できません。



- ロ) イ)の規定にかかわらず、単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がない複合原材料を使用する場合については、当該複合原材料の全ての原材料及びそれ以外の使用した原材料について、原材料に占める重量割合の多いものから順に記載することができます。

※ 分割して表示できる条件

中間加工原料を使用した場合であって

- (ア) 消費者がその内容を理解できない複合原材料の名称の場合
- (イ) 複数の原材料を単に混合(合成したものは除く)しただけなど、消費者に対して中間加工原料に関する情報を提供するメリットが少ないと考えられる場合

【複合原材料表示による方法】

原材料名	砂糖調製品(韓国製造(砂糖、コーンスターチ))、レモン果汁/クエン酸、重曹、香料
------	--

【分割して表示する場合】

原材料名	砂糖(韓国製造)、コーンスターチ、レモン果汁/クエン酸、重曹、香料
------	-----------------------------------

複合原材料の一般的な名称が存在する場合や性状に大きな変化がある場合は、元の原材料に分割して表示することはできません。

【皮とあんを購入し使用している場合】

原材料名	皮(卵、小麦粉、砂糖)(国内製造)、つぶあん(砂糖、小豆、水あめ)/膨張剤
------	---------------------------------------

【不適正な表示例】

原材料名	砂糖、卵、小麦粉、小豆、水あめ/膨張剤
------	---------------------

